<u>(仮称)八王子市男女共同参画推進条例(案)の構造</u>

前 文

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 市の責務
- 5 市民の責務
- 6 事業者の責務
- 7 教育関係者の責務
- 8 地域団体の責務
- 9 性別による権利侵害の禁止
- 10 公衆に表示する情報に関する留意
 - 11 推進計画
 - 12 推進体制の整備
 - 13 実施状況の公表
 - 14 情報収集等
 - 15 啓発活動
 - 16 活動に対する支援
 - 17 相談申出への対応
 - 18 苦情申出への対応

19 八王子市男女共同参画審議会

(前文)

制定の背景や趣旨、制定に対する決意などを明らかにするためのもの。

(1~~3)

制定の目的、用語の定義など、 条例の全般にわたる事項について規定するもの。

(4~~8)

男女共同参画の推進における 市及び市民等のそれぞれの責 務について規定するもの。

$(9 \cdot 10)$

男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等について規定 するもの。

$(11 \sim 18)$

市の実施すべき基本的な事項について規定するもの。

(19)

男女共同参画審議会の設置に ついて規定するもの。